

三重とこわか国体鳥羽市識別用品整備要項

1 趣旨

この要項は、本市で開催される三重とこわか国体（以下、「国体」という。）及び競技別リハーサル大会（以下、「リハーサル大会」という。）の運営に従事する者（以下、「従事者」という。）にかかる識別用品の整備について、必要な事項を定める。

2 識別用品の整備

- (1) 識別用品は、三重とこわか国体鳥羽市実行委員会（以下、「実行委員会」という。）が整備するものとする。ただし、実行委員会が必要と認めるときは、競技団体が識別用品を整備することができる。
- (2) 従事者は、識別用品を着用しなければならない。

3 種別

実行委員会が整備する識別用品の種別は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) リハーサル大会
 - ア IDカード（カードケースを含む。以下同じ。）
 - イ 服飾品
 - ウ その他実行委員会が必要と認めるもの
- (2) 国体
 - ア IDカード
 - イ 服飾品
 - ウ その他実行委員会が必要と認めるもの

4 配布対象者

- (1) IDカードの配布対象者は、大会役員、競技役員、競技補助員、競技会係員、競技会補助員、選手・監督、医師・看護師、報道員、視察員、大会関係者、実行委員会事務局その他実行委員会が必要と認める者とする。
- (2) 服飾品の配布対象者は、競技役員、競技補助員、競技会係員、競技会補助員、医師・看護師、実行委員会事務局その他実行委員会が必要と認める者とする。

5 識別用品のデザイン

実行委員会が整備する識別用品のデザインは、国体及びリハーサル大会において、共通のものとする。ただし、県実行委員会が識別用品を整備する場合のデザインについては、この限りではない。

6 上限額

第2条第1項ただし書の規定に基づき、競技団体が識別用品を整備した場合において、実行委員会が競技団体へ支出する費用の1人当たりの上限額は、実行委員会が同様の識別用品の整備に要する1人当たりの額を超えないものとする。

7 その他

この要項に定めるもののほか、識別用品の整備について必要な事項は、別に定める。

附則

この要項は、令和2年5月15日から施行する。